

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 21 日現在

機関番号：32665

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730196

研究課題名(和文)プラットフォーム型流通業者の垂直的取引契約に関する経済分析

研究課題名(英文)Analysis of vertical restraints by platforms

研究代表者

大木 良子(Oki, Ryoko)

日本大学・商学部・助教

研究者番号：20612493

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円、(間接経費) 690,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、電子商店街や著作権管理事業者などプラットフォーム型の流通業者に着目し、プラットフォーム間の競争や、市場への参入と、垂直的な契約との関係について、実際の判例を調査したうえで、経済理論による整理を行った。特に、プラットフォーム間の競争において、消費者に対する定額課金制と単価制とで競争力に違いが出るか、また、どのような場合に効率的な参入が阻止されるのかについて明らかにした。ここでは、定額料金制でも単価制でも参入が阻止される可能性、また定額課金制から強制的に単価制に移行させると、参入が生じたとしても社会厚生をかえって減少させる可能性を示し、当該判例や今後の同様の事件への示唆を導いた。

研究成果の概要(英文)：This study investigates competition in downstream distributors which have platform characteristics such as online market place and performance rights organizations. Particularly, I consider competition between platforms with potential entrants and effect of vertical restraints. I analyze economic models based on actual antitrust cases. Especially, we consider the entry-blocking effect of fixed-fee pricing by incumbents. We show that factors blocking entry include not only the fixed-fee used by the incumbent downstream firm but also the fact that the incumbent already has a good to sell. Therefore, even if the fixed-fee is restricted and the incumbent is forced to adopt unit pricing, it is possible that entry would still not occur. Moreover, such a restriction may have a welfare decreasing effect, even if it promotes entry. This result has an important implication for JASRAC v. JTFC Case and related cases.

研究分野：産業組織論

科研費の分科・細目：経済学・応用経済学

キーワード：競争政策 法と経済学

## 1. 研究開始当初の背景

本研究では、生産者と消費者を結ぶ流通業者のうち、「プラットフォーム」型の流通業者に着目し、彼らが行う排他的取引など垂直的な取引制限が市場競争に与える影響を分析する。プラットフォームとは、2つ以上の異なる市場に存在する主体の取引を仲介する機能を持ち、取引に必要な一連のサービス（決済、配送、広告宣伝など）を提供するものである。

近年、国内で音楽やゲームの配信サイト運営会社がデジタルコンテンツの独占供給を条件にした取引契約を行ったとして摘発されたり、農産物販売所が農家に対し同様の契約を結び他の販売所の参入を阻止しているとして摘発を受けるなど、プラットフォーム型流通業者が用いる垂直的契約が競争政策上問題視されるケースが出現していること、また、既存のプラットフォーム研究では現実に即した複雑な垂直的契約が分析されてこなかったことから、経済理論による整理やメカニズムの解明は喫緊の課題である。

プラットフォーム型流通業者は、従来の流通業者と異なり、生産者からの委託販売形式を取る、生産者との利益共有型卸売契約（プロフィットシェア契約）を用いる、仕入れや在庫のリスクが存在しない、消費者が他の流通業者に乗り換える際に費用が生じる場合がある、などの特徴を持つ。このような特徴を持つ市場において排他的取引などの垂直的取引制限がどのような効果を持つのか、またプラットフォーム間の競争とその阻害は経済厚生にどのような影響を与えるのかについて分析することで、市場構造の経済学的整理を行う。新しい事例が次々出現し、対応する法制度の設計方針の策定が急務であるため、このような分析、整理が最も有効な時期であるといえる。

加えて、既存研究において、流通レベルにおける参入や、流通業者が主体的に取引制限契約を提案するような状況を明示的にモデル化した研究は多くは存在しない。この視点にプラットフォームの要素を加えて既存理論を発展させていくことで、近い将来必要となる新しい競争政策のありかたを考えるための基礎的資料となりうる。

## 2. 研究の目的

本研究では、以下の3点に焦点をあて研究の発展を試みる。まず契約の実態の調査と判例の経済分析を行うことで、企業活動の実情、法制度とその運用について把握、経済学的視点からの整理を行う。この結果を踏まえ、プラットフォーム型流通業者の垂直的契約に関する経済理論を体系的に整備することを目指す。また、これらを望ましい法制度設計に応用させることを長期的な目標とする。

(1) 生産者 - 流通業者間の取引契約形態の実際と経済理論分析：

プラットフォーム型流通業と生産者の間で実際に用いられている契約形態（線形、非線形、委託販売、再販価格維持、プロフィットシェア契約、および各種の取引制限条項など）を調査しその市場競争に与える効果を分析する。

(2) プラットフォーム型流通業者摘発判例の経済理論分析：

近年蓄積されてきたプラットフォーム型流通業者による競争制限的垂直契約が独占禁止法違反を指摘された判例を調査し、経済モデルに落とし込み、何が社会的な損失となっているのか、またその点と競争政策上問題視された点との関係を比較する。これによりプラットフォーム型流通業者に対する望ましい競争政策・法的ルールの在り方を論じる。

(3) プラットフォーム型流通業者による排他的取引契約の反競争効果：

上記(1)、(2)を踏まえたうえで、プラットフォーム型流通業者が生産者に対し排他的取引契約を提示することがどのような場合に反競争効果を持つのか、また非効率性、社会的損失が生じるメカニズムを明らかにする。拡張として生産者と消費者の間接的なネットワーク効果の存在も考慮する。そこでは消費者の効用が生産者や財の種類（数）にも影響を受けると考える。これにより既存のプラットフォーム分析と本研究の共通点と差異を明らかにでき、分析の網羅性を担保できる。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究では、プラットフォームと上流企業、もしくは消費者との間の垂直的な契約の関係について、実際の判例を調査したうえで、経済理論による整理を行った。調査した判例のうち、特に経済モデルによる分析に意義のあるものを選び、一度ケーススタディとしてまとめて、論点の整理を行った。そのうえで、当該事件をベースとした理論モデルを構築した。

(2) 上記(1)で得られた分析結果を学会や各種の研究会、カンファレンスで報告し、法学的解釈や実際の事件との関連性を加え、論文にまとめた。

(3) ケーススタディ、論文のとりまとめと並行して、関連する分野について情報収集を行った。特に、国内外の学会や関心の近い研究者のあつまる研究会に積極的に参加し、本研究への意見を得たり、近接する分野の最新の研究動向を把握することに努めた。

(4) 加えて、本研究は競争法や競争政策など実際の法的ルールや政策への経済学的視点からの示唆の導出を最終目標とするため、法学者との学際的な連携を重視した。特に、経済法を専門とする法学者と産業組織論に感心のある経済学者が集まる「独占禁止法審判決研究会」に定期的に参加し、現実の判例とその法学的・経済学的分析について議論を交わすことで、本研究へも示唆を得た。

#### 4. 研究成果

(1) 垂直的契約の実例と判例の調査をした結果、特に2009年に排除措置命令が出され、現在も裁判が続いている「JASRAC事件」が、プラットフォーム型流通業者という本研究課題の視点から分析意義のあるものであると考え、ケーススタディを執筆した。

事件に対して、定額料金制そのものに反競争効果があり、単価制へ移行すれば新しいプラットフォームの参入は、ある種当然に生じるといふ議論がみられたため、経済モデルを使い、参入が阻止される要因を整理した。

その結果、当該事件でJASRACが用いていた定額料金制が、新規参入を阻止する唯一の要因であったわけではない点、またJASRACを強制的に単価制に移行させても、参入が起きない可能性また、社会厚生をかえって減少させる可能性を示し、当該判例の解釈や今後の同様の事件への示唆を導いた。

本研究は、2012年9月には法の経済分析研究会・知的財産法研究会（北海道大学）において、2012年11月には首都大学東京経済学セミナー（首都大学東京）において報告を行い、「新世代法政策学研究」において公表した。（雑誌論文）法学系雑誌であった上、現在裁判が継続中であることもあり、法学関係者や政策関係者からも反響が得られた。

(2) 上記(1)においてまとめたケーススタディを基礎とした経済理論論文を執筆した。プラットフォーム間の競争が存在する状況において、定額課金制と単価制とで競争力に違いが出るか、また、どのような場合に効率的なプラットフォームの参入が阻止されるのかについて明らかにした。消費者への課金方式の違いが、垂直的取引制限のような効果を発揮し、垂直的取引制限がなくても固定料金制が市場の競争を妨げる結果を生む可能性を分析した。

ここでは、(1)での分析に加えて、新規参入企業が定額課金制か単価制かを選択できる場合には必ず定額課金制を選択すること、またその場合には効率的参入が起きやすくなることを示した。

この論文については、現在英文査読付雑誌への投稿に向けた最終的な作業を行っている。論文の執筆に並行して、2013年6月、日

本応用経済学会での報告（学会発表）を行い、討論者を始め関心の近い研究者からの有益なコメントを得た。また、2014年2月には、競争政策と産業組織の研究会（大阪大学・松島法明教授主催）、2014年3月には、カンファレンス「料金システムのありかたを考える JASRAC事件を題材に」（東京大学・柳川範之教授、京都大学・川浜昇教授主催）での報告を行った。特に、後者のカンファレンスは、企画段階から関わった。定額料金制や包括徴収制度といった課金システムが競争に与える影響や規制のありかたを、法学・経済学それぞれの見地から整理することを目標に、学際的な議論を行った。

(3) 上記(2)での分析を拡張することで、定額課金制どうしの競争についても分析した。これは、デジタルコンテンツの流通方式で実際に多く観察される価格競争の形態である。ライバルが定額制を採用しているときに、自社が単価制を取っていると市場から締め出される可能性があるため、利潤が低くなるとしても、競合するプラットフォームがいずれも定額課金制を採用することが示される。

さらに、生産者が直接消費者に販売するという基本形のモデルについても、これまで多くの研究で、単価制どうしの競争が仮定されていたが、これを定額料金制対単価制、また定額料金制どうしの競争に書き換えることで、財の差別化度合いと企業間のコストの差に応じて、市場での独占が生じることを示した。上記2点の拡張については、それぞれ英文論文として執筆しており、査読付雑誌への投稿を行う。

(4) 課金方法に注目した上記(3)の2点に加え、プラットフォームが上流企業に対して行う排他的取引契約について、特に電子書籍や音楽などデジタル財の流通で用いられる「エージェント契約（垂直的な統合利益を上流とプラットフォームで案分する契約、小売価格は生産者が決めることが多い）」を用いることで、既存の垂直的な取引制限契約の理論的結果がどのように変化するかについて分析を行った。上記(2)のモデルでも一部この方式を仮定している。これは、近時、電子書籍や音楽のオンライン流通において、プラットフォームと出版社・レコード会社との間で多く観察される契約方式であり、再販価格維持やカルテルなどの独占禁止法関連事件で取り上げられている。

モデルの結果として、排他的取引契約およびそれによる効率的参入の阻止の成立しやすさは、上下流の交渉力の配分に応じて決定され、下流の交渉力が強いほど排他的取引契約が成立することを明らかにした。また、排他的取引契約と排他的販売地域契約とが選択できる場合に、市場の大きさと不確実性に応じて、既存企業がどちらを選択するかが決まることを明らかにした。

また、以上の研究は、すべて財の差別化を仮定しているが、ここに流通業者（プラットフォーム）の差別化を導入したモデルを検討し、財の補完性・代替性の度合いと競合する流通業者の品ぞろえとによって、消費者が片方の流通業者だけを利用する（シングルホーミングと呼ばれる）か両方を利用する（マルチホーミングと呼ばれる）かが内生的に決定されることを示した。以上の2つの研究は現在、英文論文として取りまとめている段階にある。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

大木良子 「固定料金制の参入阻止効果 - JASRAC 事件の経済分析 - 」新世代法政策学研究（北海道大学）2013年20巻  
429-447 ページ[査読有]

〔学会発表〕(計1件)

Ryoko Oki (大木良子), “Fixed-fee and Entry”2013年6月16日 日本応用経済学会2013年春季大会（於：立命館大学、討論者：北村紘/京都産業大学准教授）

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

大木 良子 (OKI, Ryoko)

日本大学・商学部・助教

研究者番号：20612493